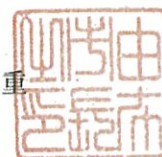


## 公募型プロポーザル公告

平成30年度由布市業務継続計画策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年4月24日

由布市長 相馬 尊重



由布市公告第59号

### 記

#### 1 委託業務名

平成30年度由布市業務継続計画策定業務委託

#### 2 公募期間

平成30年 4月24日(火)～平成30年 5月16日(水)

#### 3 交付書類

平成30年度由布市業務継続計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

平成30年度由布市業務継続計画策定業務委託特記仕様書

公募型プロポーザル参加申込書(兼要件書)

質問書(様式1-1)

#### 4 交付方法

由布市ホームページからダウンロード <http://www.city.yufu.oita.jp/>

#### 5 参加資格要件

- (1) 由布市の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づ

く更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であつて、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。) でないこと。

- (4) このプロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、由布市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年間(平成25年度以降)に、地方自治体等において、地域防災計画等の計画・修正業務や防災計画関連マニュアル等の受注実績を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 業務実施にあたり、緊急時にも速やかに打合せができる体制が取れること。

## 6 参加申込手続き

提出書類 公募型プロポーザル参加申込書及び実施要領記載各添付書類を1部。

提出方法 持参又は郵送(いずれの方法も提出期限内必着)とし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。  
また、上記以外提出方法は不可とする。

提出期限 平成30年 5月16日(水) 17時まで

以 上

提出場所 〒879-5498

問合せ先 由布市庄内町柿原302番地

由布市役所防災安全課 飯倉 猛

電話: 097-582-1140(直通)

FAX: 097-582-3971